



2026 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 三 菱 マ テ リ ア ル 株 式 会 社
代 表 者 名 執 行 役 社 長 田 中 徹 也
(コード番号 5711 東証プライム市場)
問 合 せ 先 I R 室 長 長 嶋 康 太
(電 話 番 号 0 3 - 5 2 5 2 - 5 2 9 0)

(開示事項の経過) 株式報酬制度に係る追加信託設定のお知らせ

当社は、2026 年 5 月 13 日付「株式報酬制度の継続に関するお知らせ」において、当社の執行役を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」）を継続することを決定し、公表いたしました。このたび、本制度において採用している役員報酬 B I P（Board Incentive Plan）信託について、未定としておりました追加信託金の額等が決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 追加信託金の額等の内容

追加信託金の額	745 百万円 (なお、信託金の額は、執行役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。)
株式の取得時期	2026 年 8 月 12 日（予定）～2026 年 8 月 25 日（予定） (なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の 5 営業日から決算期末日までを除く。)

2. 執行役に対する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付に関する変更

本制度において、執行役には、毎年一定の時期に、役位等に応じてあらかじめ定められたポイントが付与され、執行役の退任後に、一定の受益者要件を充足する退任執行役に対して、退任までの在任期間に対応したポイントの累積値（以下「累積ポイント数」）に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」）の交付及び給付（以下「交付等」）が行われます。

一定の受益者要件を充足する可能性のある執行役が退任（死亡時を除きます。）した後、当該退任執行役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、累積ポイント数の 70%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切捨て）の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する数の当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとしていますが、このたび、当社株式等の交付等について、以下のとおり一部変更を行うことといたしました。

変更前
本制度において、受益者要件を充足する可能性のある執行役が退任（死亡時を除きます。）した後、当該退任執行役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、<u>累積ポイント数の 70%に相当する数の当社株式</u>（単元未満株式については切捨て）の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する数の当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受ける。 なお、受益者要件を充足する執行役が死亡した場合には、累積ポイント数に相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を、当該執行役の相続人が本信託から受ける。

変更後
本制度において、受益者要件を充足する可能性のある執行役が退任（死亡時を除きます。）した後、当該退任執行役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、<u>役員等勤続年数に応じて、累積ポイント数の 50%または 70%に相当する数の当社株式</u>（単元未満株式については切捨て）の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する数の当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受ける。 なお、受益者要件を充足する執行役が死亡した場合には、累積ポイント数に相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を、当該執行役の相続人が本信託から受ける。

※本変更は、2026 年 10 月 1 日以降に退任する執行役に係る当社株式等の交付等から適用します。

以 上

(ご参考)

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	執行役に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
⑤受益者	執行役を退任した者のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約時期	2020 年 6 月
⑧信託の期間	2020 年 6 月～2029 年 5 月末日
⑨制度開始時期	2020 年 6 月
⑩議決権行使	行使しない
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫追加信託金の額	745 百万円
⑬株式の取得時期	2026 年 8 月 12 日（予定）～2026 年 8 月 25 日（予定） (なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の 5 営業日から 決算期末日までを除く。)
⑭株式の取得方法	株式市場から取得
⑮帰属権利者	当社
⑯残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控 除した信託費用準備金の範囲内とします。

以 上